平成２６年（フ）第５４号
山口県下関市横野町１丁目21番22号
債務者　熊谷　　護
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１６０号
宮崎県児湯郡川南町大字川南23004番地１
債務者　宇田津　緑
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１６１号
宮崎市吉村町正光寺前甲433番地７　レオパレス浮之城107号
債務者　津曲　圭介
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９６号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目５番10号　第２皆元マンション403号
債務者　清水よし子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
長野県松本市笹賀4325―４　オプティマムアカハネ103、住民票上の住所長野県松本市波田5712番地24
債務者　塚原　千秋
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１２３号
長野県北安曇郡松川村7033番地43　特定公共賃貸住宅７―５
債務者　遠藤　香代（旧姓中澤）
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１３６号
徳島県徳島市津田本町３丁目１番34号、旧住所徳島県徳島市八万町内浜47番地の１
債務者　宮林　菜摘（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４１号
徳島県徳島市南佐古八番町４番１号　鈴木住宅22号室、旧住所徳島県徳島市北矢三町２丁目２番60　107号
債務者　森本美津子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６号
宮城県石巻市桃生町城内字東嶺164番地　仮設城内団地21―６号、住民票上の住所宮城県石巻市明神町２丁目１番19号
債務者　瀧口　　徹
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第７３号
秋田県潟上市天王字大長根１番地62　メゾンドプロヴァンズ大長根
債務者　畠山　寛之
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９７号
秋田県男鹿市男鹿中山町字下芋ノ沢13番地
債務者　清水　文子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０８号
秋田市大町５丁目６番39号　コーポラス上村11号
債務者　大渕二千美
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５５号
石川県加賀市山代温泉神明町17番地　クィーンビル301号室、従前の住所石川県加賀市山代温泉神明町17番地　クィーンビル302号室
債務者　白川　花奈
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第３２号
福井県小浜市城内１丁目５番14号
債務者　細野　孝理
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第３４号
福井県小浜市城内１丁目５番14号
債務者　細野　秀嗣
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第３３号
滋賀県長浜市平方町720番地１　エクセルハイツ参番館205号室
債務者　滝川智栄美
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第６３号
福岡県飯塚市小正135番地11
債務者　越智　泰方
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部